

豊前市シティプロモーション業務等委託仕様書

1. 業務名

豊前市シティプロモーション業務等

2. 目的

豊前市（以下「本市」という。）は人口23,954人（令和5年7月31日現在）の小規模自治体であり、政府のデジタル田園都市国家構想の基本的な考え方である「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されず、全ての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」を実行に移しながら地域の魅力を高めていくことが必要である。

本業務において、本市の持つ観光や文化など魅力あるコンテンツを効果的に情報発信できる環境や、デジタルに触れる・学べる環境を整備するため、通常では触れる機会の少ない、高画質な映像の編集も可能となる高性能パソコン等機器を活用し、ITスキルの習得、多世代での交流の機会等を提供することで、デジタルを活用した地域活性化を目指すとともに、SNS等や首都圏を中心としたマスメディアを活用し、本市の魅力を市民とともに全国に向けて発信する仕組みをつくり、関係人口の創出、移住定住の促進、ふるさと納税の獲得につなげていくことを目的とする。

3. 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。なお、本業務に係るプロポーザルを実施することにより決定した受託者の企画立案等により調整する場合がある。

（1） 地域版デジタル人材育成の事業計画策定

本市の地域住民に対し、本業務を通じて、地域版デジタル人材を育成するための事業計画（スケジュール等）を作成する。

（2） 実施及び設計

作成を行った事業計画に基づき、具体的に次の要件を盛り込んだ事業となるよう実施設計を行う。

ア 別紙、選定機材仕様に基づき、高性能PCセット（5台）の選定、提供を行うこと。

イ 高性能PCを活用した市民向けのプログラムの提供及び事業の実施を行うこと。

（3） ウェブセミナー等の開催

首都圏を中心としたマスメディアの活用、本市のブランディング、地域資源の価値化、地域課題（デジタル課題を含む。）の解決に向けた方向性や具体案を学ぶことができるように、全国に情報発信が可能な放送事業者と連携し、多種多様な講師を選定し、行政や市民、団体を対象としたウェブセミナー等を開催すること。

4. 業務の進め方

本業務は、次のとおり進めることとする。

- (1) 受託者は業務に先立ち、事業計画を策定し、本市との協議、本市の承認を得たのちに業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、本市との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び企画提案書に則り効率的に業務を進めること。
- (3) 受託者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況、今後の進め方等を本市に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。また、打合せ後は記録簿を作成し、相互確認すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度本市と協議を行い、処理すること。

5. 成果報告書の提出

本業務完了後、成果報告書を作成し、次のとおり提出すること。

- (1) 報告書（印刷製本、A4版） 3部
- (2) 報告書のデータを収めた電子データ一式（CD-R又はDVD-R）1部

6. その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の履行に当たり、本市又は第三者に損害を及ぼした場合は、受託者の責に帰すべき事由による場合を除き、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 本プロポーザルにより特定された企画提案の内容については、その内容を反映しつつ、協議の上進めるため、提案内容の全てが採用されるものではない。

別紙

選定機材仕様

1. 高性能PCセット（5台）

製品名	納品仕様
OS	Windows 11 Home 64ビット
CPU	AMD Ryzen 7 5700X (3.4GHz-4.6GHz/8コア/16スレッド)
メモリ	16GB (8GBx2) (DDR4-3200)
SSD	1TB
グラフィック	NVIDIA GeForce RTX 4060 8GB (HDMI x1, DisplayPort x3)
有線LAN	2.5GB 対応 LAN ポート×1 (オンボード)
マウス・キーボード	有線マウス、フルサイズキーボード
ディスプレイ	27インチ (フルHD)
ウイルス対策ソフト	一般的に市販されているソフトウェア製品のうち、ランニングコストがかからないもの (ソースネクスト製の製品を想定)

2. ソフトウェア

仕様書3(2)イのプログラムの提供及び事業の実施に必要なソフトウェアライセンス一式。なお、導入後、豊前市にライセンスが帰属することを示すライセンス証書等を提出すること。

3. 提出資料

導入しようとする製品が上記の仕様を満たしていることを証明する資料を提出すること。なお、提出する資料は、次の①又は②のいずれかとする。

① 製品のカタログ

当該製品の仕様が一覧表で示されていること。

② 製品を製造しているメーカーのホームページ

当該製品の仕様を示している箇所のURLを表示して印刷したものを提出すること。なお、「2. ソフトウェア」の資料については、提案書に記載する用途を上記①、②の資料に明記すること。(手書きによる記入を可とする。)

4. その他

- ・同等性能以上を可とする。
- ・パソコン本体1年間、周辺機器1年間の修理保証をつけること。
- ・必要とする付属品及びケーブル類 (ディスプレイケーブル、電源ケーブル等) は全て導入すること。
- ・導入する物品は新品のものとする。(中古品の導入は不可とする。)